

令和元年度から制度
リニューアル！

茅野市住宅リフォーム促進事業のご案内



補助対象工事費が**30万円**以上（**空き家改修**は**50万円**以上）の場合に、
対象工事費の**10%**（**上限5万円**）を補助します。

空き家住宅のリフォームや**子育て世帯**、**移住者**、**定住予定者**は**補助額が加算**されます。
ただし、加算後の補助額は補助対象工事費の1／2を限度とします。

一般住宅のリフォームの場合
(工事費30万円以上であること)
工事費の10%（上限5万円）を補助

空き家のリフォームの場合
(工事費50万円以上であること)
工事費の10%（上限5万円）を補助
+ 10万円

空き家加算

子育て世帯加算

子育て世帯の場合
(満18歳までの子どもがいる世帯
又は出産前で母子健康手帳の交付を
受けた方がいる世帯)

+ 10万円

移住者加算

市外から転入し補助対象住宅へ
居住する場合

+ 10万円

定住予定者加算

市内の賃貸住宅等に居住していて、
新たに中古住宅を取得し転居する場合

+ 5万円

★これらの加算項目は重複して適用できます。

【例】：子育て世帯が空き家住宅をリフォームし、市内賃貸住宅から転居する場合。（工事金額52万円）

1. 工事費×10%▶工事費52万円 × 10% = 5.2万円 → 補助額は上限の5万円…①
2. 加算計算▶①5万円 + 空き家住宅リフォーム（10万円）
+ 子育て世帯（10万円）
+ 定住予定者（5万円） = 30万円…②
3. 補助額の算定▶補助限度額 = 対象工事費52万円 × 1/2 = 26万円…③
加算後の②30万円は③補助限度額26万円より大きいため、補助額は、26万円となります。

補助の対象は、以下の要件を全て満たしていること

□補助対象者は、市内に居住する者で市税を滞納していない方又は定住予定者、移住者。

□補助対象となる住宅は、補助対象者が居住する住宅であること

（所有権を有しない住宅のリフォームを行う場合は、所有者の同意書が必要）

□茅野市住宅リフォーム促進事業の補助対象工事であること（裏面参照）

□補助金交付決定前に工事に着手していないこと

□市内に事業所等を有する法人又は個人の建設業者が施工すること

□この制度の他に住宅リフォーム促進事業等の補助金を受けていない者

□茅野市景観づくり条例に適合する工事であること。



茅野市住宅リフォーム補助の対象・対象外工事

対象工事		対象外工事	
増築工事	既存の住宅部がない場所に新たに住宅部を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させる工事で当該工事の施工面積が10m ² 以内であること	新築工事	新築工事
修繕工事	住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持又は向上させるための工事で、次に掲げるもの (1)基礎、土台、柱、筋交い等の工事 (2)間取りの変更等の模様替えを行う工事 (3)台所、浴室又は便所等を改修する工事 (4)断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事 (5)建具、開口部等の工事 (6)屋根、外壁等の塗装工事 (7)その他市長が必要と認める工事	外構工事	住宅に附帯する門、フェンス、ブロック塀、車庫、通路等の新設、修繕する工事
		設備工事	住宅設備、衛生設備、避難設備、防火設備、換気設備、暖房設備等の機器本体のみの取替え又は部品交換
		その他	・電化製品等の購入 床、壁又は天井いずれにも固定されない電化製品等の購入及び部品交換 ※エアコン等の電化製品を対象外とします ・国、県及び市から補助又は融資を受けることができる工事に係る工事金額は、この補助事業の対象工事金額から除くものとする。 例：太陽光発電システム設置工事、バリアフリーに係る工事、耐震補強工事など
設備工事	住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持又は向上させるための工事で、次に掲げるもので、配線、配管工事を伴うもの又は部屋の内装等の工事を伴うものに限る (1)住宅設備（IHクッキングヒーター、ガスコンロ、湯沸し器等）、衛生設備等の工事 (2)避難設備、防火設備、換気設備等の工事 (3)暖房設備（床暖房、蓄熱暖房、FFヒューバー等の敷設）の工事 (4)その他市長が必要と認める工事		

手続きの方法は？ 申請書に添付書類を添えて提出してください。

- ① 補助金交付申請書(都市計画課窓口または茅野市ホームページから入手できます。)
- ② 住民票(申請者)
- ③ 子育て世帯のみ…子育て世帯であることを確認できる書類（住民票又は母子健康手帳の写し）
- ④ 市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書(申請者のみ)
- ⑤ 工事請負契約書又は見積書 ⑥工事概要がわかる図面 ⑦住宅の位置図
- ⑧ 着手前の当該工事箇所の写真 ⑨住宅の所有者でない場合は、所有者の同意書
- ⑩ 定住予定者・移住者のみ…所有権を証明できるもの又は、売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し

茅野市景観づくり条例について

住宅の新築・増築や、外壁や屋根の葺き替え・塗り替えなどをされる場合は、茅野市景観づくり条例に基づく届出が必要になります。この条例の中で、建物の外壁や屋根の色について、使用できる色の基準を定めています。

外壁や屋根に使用できない色もありますので、担当係で確認をお願いします。

茅野市の良好な景観を守り育てるため、ご協力をお願いします。

お問合せ先

都市計画課 公園景観係 TEL72-2101(代) 内 536

受付：令和2年4月1日（水）から

お申込み お問合せ先

都市計画課 住宅建築係 TEL72-2101(代) 内 538

茅野市では電話での勧誘やお申し込みなく訪問することは一切ありませんのでご注意ください。